

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
1. グリーンイノベーション分野									
①	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	平成23年度 中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、都道府県へ左記内容を改めて周知したところ。	ブロック会議における周知の他、平成23年11月28日～12月2日に開催される保安林解除及び林地開発許可研修等においても、左記内容について都道府県及び森林管理局担当者に説明し、更なる周知を図った。	○		
②	国有林野における許可要件・基準の見直し①	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	平成23年度 中措置	農林水産省	平成24年3月30日付けで「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月13日付け13林国業第65号林野庁長官通知)を改正し、再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とすること、また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを規定した。		○		
		あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電後に特定規模電気事業者を追加する。	全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置		平成24年3月30日付けで「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月13日付け13林国業第65号林野庁長官通知)を改正し、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加した。		○		
		また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	平成23年度 中措置		また、平成24年3月30日付けで「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月13日付け13林国業第65号林野庁長官通知)を改正し、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを規定した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項			
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期									
③	国有林野における許可要件・基準の見直し②	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。	平成23年度中検討・結論	財務省、農林水産省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。							
④	保安林における許可要件・基準の見直し	保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。	平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施	農林水産省	保安林の指定状況等について、森林計画担当部局や都道府県等と意見交換を行いつつ、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立時に、再精査する手法を検討し、その手法を定めた「地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」(平成24年3月30日付け23林整治第2925号林野庁長官通知)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出した。	平成24年5月開催予定の都道府県等実務担当者会議等を通じて、左記通知の具体の運用について、都道府県等へ周知を図り、平成24年度以降の地域森林計画等の樹立に併せて、順次再精査を実施する。	△	○今後、各森林管理局等で改正後の通知が運用されるかフォローする必要がある。				
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。	法制化後、措置							平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、左記内容や、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令の制定等にあわせて保安林に係る運用について通知する予定である旨を周知した。今後、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令等にあわせて、「公益上の理由」による解除の取扱いについて通知する。	△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。	平成23年度中検討開始、平成24年度措置							※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑤	農地における開発に係る取扱いの周知①	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。	平成23年度 中措置	農林水産省	「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成24年3月28日付け23農振第2508号農村振興局長通知)を发出し、再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて周知した。		○		
⑥	農地における開発に係る取扱いの周知②	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	平成23年度 中措置	農林水産省	「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成24年3月28日付け23農振第2508号農村振興局長通知)を发出し、再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて周知した。		○		
⑦	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続きを経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	平成23年度 中措置	農林水産省	「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成24年3月28日付け23農振第2508号農村振興局長通知)を发出し、再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて周知した。		○		
⑧	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の可否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	平成23年度 中措置	農林水産省	「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成24年3月28日付け23農振第2508号農村振興局長通知)を发出し、太陽光発電施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて周知した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。 (a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。 (b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする(財産処分する場合)であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求めないことや、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求めないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。 (c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。	平成23年度 中措置	財務省及び関係省庁	(財務省) 左記の補助金等適正化法における収益納付や補助財産の転用等に係る内容について、各省庁との間において確認できた。	(財務省) 今後、各省庁から本件に係る照会があった場合には、本閣議決定の趣旨を確認する。	○		
		各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した上で、上記解釈にのっとって、各省各庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。	平成23年度 中措置		(内閣府) 収益納付条件については、各々の補助金の事業内容により、収益が生じることが想定される事業についてのみ当該条件を附している。財産の処分の制限については、補助金適正化法第22条及び補助金等適正化中央連絡協議会における取り決めに基づき条件を定めている。 上記措置により、補助金等の本来の目的の達成を阻害しているとは考えてない。  (警察庁) 警察庁関連補助金要綱においては、収益納付及び財産処分に係る補助金返還についての規定を設けていない。	(内閣府) 引き続き閣議決定及び関係法令等に基づき、適切な執行に努める。			

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑨				<p>(金融庁) 上記(a)について 金融庁所管の当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、事業により利益を生じる性質のものではないため、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないことから、収益納付の条件は附していない。 上記(b)について 当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、補助事業により取得する財産又は効用の増加する財産はない。 上記(c)について 当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は被災債務者の弁護士費用等の補助であり、財産の取得は含まれていないことから、補助金交付要綱に収益納付に係る規定及び財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けていない。 上記理由により、補助金交付要綱に収益納付に係る規定は設けていない。また、補助金返還に係る規定については、補助金適正化法などの規定に基づく金融庁長官の処分に違反した場合等に限られる。</p> <p>(消費者庁) 消費者庁所管の「地方消費者行政活性化基金」については、基金の取り崩し期限を1年延長し、平成24年度までとした。本交付金の返還については、交付要綱において、基金の最終年度に余剰がある場合には国庫に返納する旨、規定している。</p> <p>(総務省) 補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の交付要綱・運用状況を確認したところ、その全てに国庫納付を義務つけるような規定とはなっておらず、また、補助金等の本来の目的の達成を阻害するものとはなっていない。</p> <p>(外務省) 当省が執行している補助金等交付要綱の運用状況を確認したところ、収益や財産処分に伴う収入の国庫納付に関し、財産処分制限を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠する期間内のみと規定していたり、ある一定金額以上のもののみと規定している等、その全てに国庫納付を義務つけるような規定となっておらず、補助金等の本来の目的の達成を阻害しないかどうかの観点から、当省では各案件毎に事業の性質等を勘案し、補助金の適正な執行管理の観点や国庫納付を求めるなどの必要性を確認する執行管理を行ってきており、これは左記解釈にのっとったものと考えられ、今後も引き続き同様の執行を行っていききたい。</p>	<p>(外務省) 実施状況のとおり、これまでどおりの執行管理を行っていききたい。</p>				

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
				<p>(財務省)            現行、財務省が所管する補助金等に係る交付要綱においては、収益納付についての規定はなく、補助金返還等については、検討した結果、補助金等の本来の目的の達成を阻害するものとはなっていない。</p> <p>(文部科学省)            収益納付に係る運用実態について、各補助金等の交付要綱等により確認したところ、収益納付に係る条件を付している補助金等は事業の性質上必要なもののみであり、これを付している場合でも補助金等の本来の目的を阻害している事実は認められなかった。また、財産処分については、従来から文部科学省の定める基準により弾力的に運用しており、交付目的に反しない財産処分や大臣の定める一定期間を経過した後であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求めている。これらのことは閣議決定の趣旨にのっとっているものと考えられ、措置済みであると判断する。今後も引き続き同様の執行を行っていきたい。</p> <p>(厚生労働省)            閣議決定を踏まえ、個別事案に応じ適切に対応することとしている。</p> <p>(農林水産省)            収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討し、その結果を踏まえ、収益納付については公益と私益の調整を図る必要がある場合についてのみ規定することとした。また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分については、従来から農林水産省で定める承認基準により運用しており、交付目的に反しない限りにおいて補助金の返還を必須としているものではない。</p> <p>(経済産業省)            収益納付条件については、当該条件附加の要否についての考え方を整理し、その結果について事務連絡(平成24年3月30日付)により省内周知を行った。今後、当該事務連絡、補助金適正化法、閣議決定の趣旨に基づき、適切な運用に努める。補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分に係る国庫納付の要否については、従前から、財産処分の承認を行う際に、閣議決定の趣旨を踏まえ、国庫納付の要否を個別に判断しているところ。今後についても、従前と同様に、閣議決定の趣旨を踏まえ適切な運用に努める。</p>	<p>(財務省)            今後、新規に補助金等に係る交付要綱を策定する場合には、閣議決定に基づき、適切な執行と運用に努める。</p>	○			

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
				<p>(国土交通省) 収益納付を求めることにより補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかについて、確認したところ、そのような実態は確認できなかった。 なお、国土交通省における財産処分制限においては、各補助金の必要に応じて、財産処分制限期間を設けるとともに、平成24年3月に目的外使用等により収益が生じた場合の取扱いとして、補助対象施設の整備及び維持管理に充てるときには、それらの実績を報告するのみとし、返還を求めないこととしている。</p> <p>(環境省) 上記(a)収益納付条件については現状の運用においてすべての補助事業等に対し条件を附しておらず、個別事案の審査において、私益として調整を図る必要がある場合についてのみ対応しており調査内容については措置済みであると判断する。 上記(b)補助事業により取得した財産の処分に当たっても同様に補助金等適正化法第22条に準じて、また「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」による弾力的な運用しており、交付目的に反しない限りにおいて補助金の返還を必須としているものではない。よって個別事案を総合的に判断して運用していることから調査内容については措置済みであると判断する。 上記(c)交付要綱については補助目的、補助事業者の性質を総合的に判断して作成しており、調査内容については措置済みであると判断する。 上記解釈にのっとり、規定における指摘事案の要否については適宜、各要綱において適正に運用しているところである。 また関係各省庁間における情報共有については個別に行っているところである。</p> <p>(防衛省) 防衛省の基地周辺対策に係る補助金等は、障害の防止・軽減・緩和を図ることを目的としているものであり、収益納付条件を附することが馴染まないため、補助金等交付要綱等に収益納付条件の規定を設けていない。よって、上記(a)、(b)及び(c)の収益納付に関しては該当が無い。 また、財産処分に伴う収入の国庫納付条件については、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(20.7.28付地協第8930号(局長通知))」により、有償の譲渡・貸付の場合などを除き、国庫納付条件を設けないこととしており、現時点において必要最小限の条件としていることから、更なる補助金等交付要綱改正等は要しない。</p>	<p>(環境省) 運用において既に適正な措置がなされていると判断する。</p>				

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	発電水利権許可手続の合理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。	平成23年度 中検討開始	国土交通省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
		小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。	平成23年度 中措置		「減水区間が生じない水力発電等のための水利使用に係る添付図書の省略について」(平成24年3月30日付 国水調第27号、国水流第5号)にて、河川管理者等関係者に対して周知済である。	○			
		河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	平成23年度 中検討開始、 早期に結論		平成24年3月に小水力発電施設に係る構造基準の原案を作成済み。原案について、関係機関、団体等との意見交換を重ね、平成24年度目途で成案を得る。	△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。		
		発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。	平成23年度 中措置		平成24年3月29日付けで設置、記者発表を行った。同時に国土交通省のHPに掲載を行い、周知を図っている。	○			
⑪	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。	平成23年度 中措置	環境省	平成23年7月29日、通知を发出し周知。		○		
⑫	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。	平成23年度 中措置	農林水産省	農地の一時転用許可の取扱いについては、農地法第4条第2項、同項第5号及び同法施行令第10条第1号イ並びに同法第5条第2項、同項第5号及び同法施行規則第18条第1号イに規定されていることから、許可権者である国や都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月))等の機会を捉えて周知徹底した。		○		
⑬	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	平成23年度 中措置	農林水産省	ガス事業法によるガス工作物の設置に係る農業振興地域制度の取扱いについては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号及び同法施行規則第37条第28号に規定されていることから、許可権者である都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年2月))等の機会を捉えて周知徹底した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑭	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置	総務省	平成23年度に「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、平成23年12月16日に検討報告書を取りまとめ、公表した。当該検討報告書の結論を踏まえ、法令改正が必要な事項以外の事項については、消防危第303号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(平成23年12月27日消防庁危険物保安室長通知)を各地方公共団体宛てに発出しており、法令改正が必要な事項については、平成24年5月末公布を目指して政省令の改正に係る手続を行っている。		○		
⑮	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成23年度中結論・措置	農林水産省	農業用道路の占用許可要件等について、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となるよう、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いについて「農業用道路における占用許可要件の明確化について」(平成24年3月12日付け23農振第2528号農村振興局整備部農村整備官通知)を発出した。また、上記通知について、担当者会議(農道担当者会議(平成24年3月))を開催し、周知した。		○	○道路法の取扱いを参考として占用条件の明確化が図られるような内容が通知に盛り込まれていない。	・農業用道路の占用許可要件等について、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とした占有条件の明確化がなされたかを把握し、不適切な取扱いがなされている場合は、できる限り早期に改善策を講じる。
⑯	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。		△	○平成24年度の検討開始後、議論の行方をフォローする必要がある。	
⑰	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	排出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。	平成23年度中措置	環境省	平成23年度中に現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)において平成23年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成24年3月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)により、各自治体に周知した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑱	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進めているところであり、今後、その結論に沿って措置する予定。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行った上でできる限り早期に結論を得る。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑱	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	平成23年度開始	環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等と調整を行いながら進めているところであり、今後、意見聴取を行い、必要な検討を行う予定。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要な検討を行い、できる限り早期に結論を得る。
⑳	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。
㉑	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するため、平成23年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置したところ。当該検討委員会において、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等についても議論することとしている。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」等において、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等についても検討し、できる限り早期に結論を得る。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
27	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。	平成23年度中措置	環境省	地方公共団体や事業者等の意見を踏まえながら、土壌汚染対策法施行規則を改正し、平成23年7月8日に公布・施行した。本改正により、自然的条件から見て土壌が汚染されているおそれがあると認められるときは、 ① 土壌汚染状況調査について、従来の調査方法とは異なる特例を設けるとともに、 ② 土壌汚染状況調査の過程を省略した場合における汚染状態の評価の特例を設けた。 また、形質変更時要届出区域のうちに自然由来特例区域を設定し、当区域に指定された場合、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととした。 本改正については、地方公共団体に通知するとともに、報道発表を行った。	改正内容が円滑かつ適切に施行されるため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」による改正後の土壌汚染対策法の施行について(通知)を改正するとともに(平成23年7月8日)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂した(平成23年8月2日)。 また、既に自然由来特例区域に指定された事例等の調査、地方公共団体や事業者を対象にしたアンケート及びヒアリング調査の結果を踏まえ、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうための手引き書を作成しているところであり、平成24年度中に公表する予定である。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
		また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。	平成23年度以降逐次実施		平成23年7月8日に施行した土壤汚染対策法施行規則の内容について、円滑かつ適切に施行されているかを把握するため、平成23年12月から、地方公共団体や事業者を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施した。	自然由来特例区域に指定された事例等の調査、地方公共団体や事業者を対象にしたアンケート及びヒアリング調査の結果を踏まえ、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用していただくための手引き書を作成しているところであり、平成24年度中に公表する予定である。	△	○自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用していただくための手引き書の作成、及び平成24年度中の公表を着実に実施されたい。	・平成23年12月から実施した自然由来特例区域に指定された事例等の調査、地方公共団体や事業者を対象にしたアンケート及びヒアリング調査の結果を踏まえ、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用していただくための手引き書を作成し、できる限り早期に公表する。	
2. ライフイノベーション分野										
①	地域医療計画における基準病床等の見直し	我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。	平成23年度検討	厚生労働省	基準病床の見直しについては、厚生労働省としての考え方を全国知事会に示しており、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、全国知事会とも調整の上、制度の弾力的な運用についてできる限り早期に結論を得る。	
		医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等勧告の対象外となる事例を改めて周知する。	平成23年度措置		勧告の対象外となる事例について、平成24年3月30日に「医療計画について」(医政発0330第28号)で都道府県に周知した。		○			

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
②	救急救命士のニーズの把握	救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において救急救命士の採用希望の有無を調査する。	平成24年度措置	厚生労働省	養成所の指導や医療機関の調査の内容について、検討を行っており、それぞれ平成24年度中に実施する予定。		△	○養成所の指導や医療機関の調査の内容及びその結果についてフォローする必要がある。	
③	高額療養費制度の見直し	かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。	平成24年度措置	厚生労働省	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第327号)により、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を導入したところである。(平成24年4月1日施行)		○		
		更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。	平成23年度検討		平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、以下のとおりとしている。 ○高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。 ○他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。				

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
④	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。	平成23年度 検討開始	厚生労働省	安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しているところ。その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。		△	○重点フォローアップ項目 (別紙2参照)	・別紙2参照
		② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。	逐次実施		医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化に応じて検討、見直しを逐次実施する予定。		△		
		③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	逐次実施		平成22年度より、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。 生薬製剤については、量的制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品から第三類医薬品に変更すること等の薬事・食品衛生審議会の答申を受けて、平成23年9月30日にリスク区分を見直す告示を行った。同告示は、平成24年4月1日から施行されている。 なお、漢方製剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が策定された30処方について見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方製剤を第二類医薬品とすることとされた。新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を行い、同告示は平成24年6月26日に施行される。		△		
		④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	平成23年度 検討開始		平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業により、薬局・店舗販売業での薬剤師等の対面販売の状況について調査を実施し、平成24年度も実施する予定。 また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品の供給状況に関する調査研究を開始したところ。平成24年度以降も引き続き調査研究を行う予定。		△		
		⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。	平成23年度 以降検討開始		平成22年7月29日から平成23年11月30日の期間に、企業又は医療関係者から報告があった副作用について、流通経路別の報告状況を整理し、平成24年3月23日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会で報告した。 また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討する予定。		△		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑤	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。  都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。		△	○調査・検証が条例実施期限(平成25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、調査・検証の実施状況についてフォローする必要がある。	
⑥	ショートステイに係る基準の見直し	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。  都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。		△	○調査・検証が条例実施期限(平成25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、調査・検証の実施状況についてフォローする必要がある。	
		特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護の短期利用事業における運用等を踏まえ、有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、検討を行い、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、平成24年度措置		社会保障審議会介護給付費分科会における「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」を踏まえ、平成24年度介護報酬改定において特定施設の空室における短期利用を可能とすることとしたところであり、平成24年4月1日に施行した。(平成24年厚生労働省告示第87号及び平成24年厚生労働省告示第90号)。		○		
⑦	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し	地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特長である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	平成23年度中措置	厚生労働省	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第50号)において、現場の実情を踏まえ、他市町村にある事業所を指定する際の事務手続を簡素化した。(平成24年4月1日施行)		○		
⑧	ホテルコスト・補足給付の適正化	社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	平成23年10月以降に開催された社会保障審議会介護保険部会において、社会保障と税の一体改革における介護分野の制度見直しに関する議論として、多床室の給付範囲の在り方や補足給付における資産等の勘案について検討が行われ、多床室については室料の負担を求めるのは避けるべきとの意見が多く見られたところであり、また、補足給付については、具体的な仕組みづくりに向けた実質的な検討を早急に開始すべきとされたところ。		△	○結論を導く時期が決まっていない。「社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討」とされているため、議論の状況及び内容をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑨	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフットリングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目的に措置	厚生労働省	<p>「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。</p> <p>その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本制度ワーキングチーム</li> <li>・幼保一体化ワーキングチーム</li> <li>・こども指針(仮称)ワーキングチーム</li> </ul> <p>の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。</p> <p>平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。本件については、同基本制度の中で、会計基準については、「個人給付となるこども園給付(仮称)の創設に伴い、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とする。その際、複数事業部門を有する事業者の場合、こども園給付(仮称)の資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。」ことが明記されたところ。</p> <p>同基本制度に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき、平成24年3月、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定し、今国会に提出済。</p>		△	○法律施行までフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	保育所運営費の使途制限の見直し	保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目的に措置	厚生労働省	<p>「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。</p> <p>その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本制度ワーキングチーム</li> <li>・幼保一体化ワーキングチーム</li> <li>・こども指針(仮称)ワーキングチーム</li> </ul> <p>の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。</p> <p>平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「運営費の使途範囲について、こども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること」について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。</p> <p>なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)</p> <p>その後、平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。同決定の中では、こども園について、「繰入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わない」とこととされた。</p> <p>同決定に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき、平成24年3月、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定し、今国会に提出済。</p>		△	○法律施行までフォローする必要がある。	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成24年4月1日時点のものである。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑪	保育士試験受験要件等の見直し	認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の上、実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目的に措置	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 その検討結果を踏まえ、保育士受験要件を拡大することにし、平成24年3月に「保育士試験の実施について(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の改正通知を发出し、平成24年4月から、認可外保育施設で一定期間保育に従事した者に対して保育士試験の受験資格を認めることとした。(「保育士試験の実施について」の一部改正について)雇児発0330第14号)		○		
⑫	訪問看護ステーションの開業要件の見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	東日本大震災の被災地の状況を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県について、特例措置の延長を行った。(H24.9.30までの時限措置) 今後、当該措置の実施状況を踏まえて検討する。		△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照
⑬	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。	平成23年度検討・結論、平成23年度以降順次措置	厚生労働省	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化を図るため、平成23年7月には腎性貧血治療薬の臨床評価方法に関するガイドラインを发出し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドラインを发出するなど審査手続に関する詳細なガイドラインを作成しているところ。 また、従来より、社会的に極めて関心の高い品目については、審査手続のガイドラインに関するパブリックコメントを実施するなど、医薬品及び医療機器の審査手続の一層の透明化を図るために必要な取組を進めているところ。 さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日閣議決定)において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上したところ。		△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
3. 農林・地域活性化分野									
①	認定農業者制度の見直し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度 中措置	農林水産省	認定農業者制度については、①人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた者を認定農業者として認定していく、②新たな農業経営指標を用いて経営改善計画の自己チェックを徹底する、といった見直しを行い、平成24年3月30日に関係通知についてパブリックコメントを実施したところ。今後は、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて、最終的に通知を発出することとしている。		△	○意欲のある農家を育成するという点で、認定基準について、更なる見直しの余地があるのではないか。	・認定基準について、更なる見直しを含めた検討を行い、できる限り早期に結論を得る。
②	我が国酪農の競争力強化のための見直し	全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める)拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。 -処理に関する共同実施方式の導入 -指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和	平成23年度 中検討・結論	農林水産省	平成23年9月下旬から10月中旬にかけて、現在部分委託やプレミアム乳価取引 <sup>※</sup> を行っている酪農家及び全国9指定団体に対するアンケート調査を実施し、全量委託の例外による取引の現状等を把握するとともに、同年11月までに10軒の酪農家等及び5指定団体を訪問し、全量委託の例外の拡大、指定団体の業務運営に関する要望等についてのヒアリングを実施した。その結果も踏まえ、処理に関する共同実施方式の導入や指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和、意欲ある生産者等の多様な活動を促すための指定団体の取組等について新たに定めた『指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について』の一部改正について(平成24年3月28日付け23生畜第2731号農林水産省生産局長通知)を指定団体宛てに発出した。 ※ 付加価値の高い生乳を生産することにより、通常よりも高値で取引される。		○		
		意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成23年度 中検討・結論			○			
③	国家貿易制度の見直し	麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	麦については平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成23年中措置。	農林水産省	〈麦〉 麦については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)及び「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づき、平成24年3月30日に「食品産業の将来ビジョン」が策定されたことを踏まえ、検討を開始し、平成24年度中を目途に結論を得る予定である。 〈乳製品〉 乳製品の国家貿易については、これまで原則としてSBS方式を導入していなかった、バター又は脱脂粉乳について、これらの品目の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入を行う際にはSBS方式の導入を図ることとした。このため、乳製品の国家貿易を担う独立行政法人農畜産業振興機構宛てに本件SBS方式導入拡大についての「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項及び第16条第2項の規定に基づく指定乳製品等の輸入及び売渡しの業務の実施に係る要請について」(平成23年12月22日付け農林水産省生産局長通知)を発出した。 これに従い、本年2月16日に(独)農畜産業振興機構が24年度の乳製品の国家貿易として2,000tのSBS方式によるバターの輸入・売渡入札を実施した。		△	○農林水産省においては、平成24年度中を目途に結論を得る予定とすることであるが、速やかに通知の発出等の措置を行うべきである。	・麦の国家貿易について、できる限り早期にSBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
④	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	
⑤	土地改良事業の効率化	土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。	平成23年度中措置	農林水産省	土地改良区が行う維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施が促進されるよう、土地改良区等を指導する都道府県に対して、通知(「土地改良区が行う土地改良事業の効率化について(平成23年12月27日付け23農振第2148号農村振興局土地改良企画課長通知))」)を発送した。	左記通知を発送した後、地方農政局が主催する担当者会議等を活用し、土地改良区等を指導する都道府県に対して、同通知の趣旨の更なる周知を図った。	○		
⑥	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	農林業者が狩猟免許なくても囲いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地(土地所有者の了解を得ているものに限る)も含むこととする。	平成23年中措置	環境省	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正について(平成23年9月12日付け環自野発第110912005号 自然環境局長通知)で各都道府県知事宛通知しており、措置済み。		○		
		構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農林業組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲作業の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を補助者として行うことができるようにする。	平成23年度中措置	環境省	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、平成23年9月5日付け環境省告示第59号で改正を行っており、措置済み。		○		
⑦	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。	平成23年度検討開始、できるだけ早期に措置	環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討に着手。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・できる限り早期に業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑧	農地基本台帳整備の促進	農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。	平成23年度 上期措置	農林水産省	「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」(平成23年9月13日付け23経営第1771号経営局農地政策課長通知)を发出し、農地の相続時の届出制度の確実な運用を図る観点から、死亡届の提出先である市町村の戸籍担当に対して、農業委員会と連携し、農地を相続した場合の届出手続を死亡関連届出一覧に含めるよう依頼するとともに、当該制度の周知徹底を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。	○		
⑨	市民農園開設に係る基準の見直し	①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を发出する。	平成23年中 措置	農林水産省	規制・制度改革に係る追加方針における決定内容を踏まえ、耕作放棄地の解消のための市民農園の活用や、市民農園で生産された農作物の販売の取扱いについて、関係機関に平成23年12月中に通知(「耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産された余剰農産物の販売について(平成23年12月22日付け23農振第1970号農村振興局長通知)」)を发出した。		○		
⑩	農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化	農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。 すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。 かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。	平成23年度 以降順次計画 策定、以降計画に沿って措置	農林水産省	農協が中長期計画等の策定に際して、農業経営支援機能の強化、組合員の収益力の強化、事業の効率的運営による農業関係事業部門の収支改善等に向けた主体的な取組を計画的に進めるよう、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を平成24年3月28日付けて改正し、通知を发出した。		○		
		農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。	平成23年度 中措置		農協の業務執行体制を強化する観点から、経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験者の役員への登用などについて、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を平成24年3月28日付けて改正し、通知を发出した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑪	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業(契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業)の対象として取り扱われるよう措置する。	平成23年中措置	農林水産省	本事業については、平成23年3月1日に全面施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用に関する法律」(平成22年法律第67号)における特例規定に基づき、指定産地内外を問わず、リレー出荷に取り組む生産者についても支援対象とするとともに、この際、資金造成に係る都道府県の負担をなくすことができるようにした。さらに、23年度予算において、野菜の契約取引における価格・数量の変動に伴う収入減少に対応し、都道府県負担がなく、また産地に関わりなく活用できるモデル事業を開始した。	平成23年4月以降、(独)農畜産業振興機構が主催するブロック会議(都道府県、出荷団体等が対象)等において周知した。本措置の活用が促進されるよう、引き続き、説明会等において生産者等への周知に努めている。	○		
		本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。	平成23年度中措置						
	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化	農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水産保険」という。)と中小企業信用保険制度(以下「中小保険」という。)に係る課題は以下であるところ、 ①農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、 ②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、 ③両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、 ④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、 こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水産保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、 ①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。	平成23年度中措置	農林水産省、経済産業省	(農林水産省) ①農林水産省では、基金協会の役員等が参集する全国会議(平成23年6月20日「農業信用保険運営協議会」)等に出席して、銀行等の一層の利用促進を周知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き続き利用促進の方針を徹底する。 さらに、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域の金融機関の取組状況について、経済産業省の協力を得て、2月15日、16日及び3月1日、2日に実態把握を行った。 (経済産業省) ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省及び経済産業省が協力し、2月15～16日、3月1～2日に地域金融機関に対してヒアリングによる実態調査を実施した。	(農林水産省) 全国会議に出席し、銀行等の一層の利用促進を周知したものの、引き続き、会議の場や現地で意見交換等を行う際に、更なる周知徹底に努めていく。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑫		②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。	平成23年度着手、できる限り早期に措置		(農林水産省、経済産業省) ②平成23年9月30日に基金協会の管理実務担当者向けの研修会が開催され、同研修会の中で、社団法人全国信用保証協会連合会の担当者を講師として、保証協会の現状等を含めた研修を実施。今後、一層の利用者の利便性の向上を図る観点から、引き続きこうした研修の場を活用し、互いのスキル向上に資することとして参りたい。	(農林水産省、経済産業省) 引き続き、利用者の利便性向上の観点から、互いの制度について研修等の場を通じて理解を深めスキル向上に努めていく。	○		
		③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置		(農林水産省、経済産業省) ③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集の作成に着手し、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後できる限り早期に主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築する。		○結論を得る時期が決まっていない。	△	・農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制をできる限り早期に構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制をできる限り早期に構築する。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に結論		(農林水産省) ④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度～)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。 (経済産業省) ④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。		△	○経済産業省から農林水産省に対し、随時、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供が行われている。 ○農林水産省においては、基金協会の保証料率の見直しについて、平成24年度中に一定の結論を得るとの報告があるため、引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	
13	保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化	森林・林業基本法の改正(平成13年6月)に伴う緩和に係る指定施業要件の変更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続の迅速化に努める。	平成23年中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて指定施業要件の変更の迅速化に係る通知の内容について指導を行った他、各都道府県保安林担当者に手続きの迅速化に対する個別指導を実施した。	指定施業要件の変更手続きの進捗状況について、引き続き進行管理を行うとともに、必要に応じて各都道府県担当者へ個別指導を実施した。	○		
14	林業経営に係る許認可・届出等の簡素化	森林所有者の申請手続の負担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ることのメリット、デメリットについて検討する。	平成23年中検討・結論	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等において、各都道府県から左記内容について意見聴取を行い、申請書類の簡素化に係るメリット・デメリット及び対応方向を検討した。	申請書類の簡素化を図ることのメリット・デメリットについて検討した結果、申請書類を簡素化。平成24年3月22日付けで「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」(昭和37年7月2日農林省告示第851号)を改正し、各都道府県及び森林管理局に周知した。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑮	林業用種苗の見直し	林業種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。	平成23年中措置	農林水産省	地域の気候・土壌等の自然条件に適合性を再検討した結果、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る観点から、これまでの抵抗性マツ等の植栽に限定していた配布区域外配布の対象を拡大(地域間での移動が柔軟にできるよう造林成績を比較するための植栽を追加)した。	平成23年12月12日に「林業用種苗の配布区域外配布への配布承認手続きについて(昭和46年7月24日付け46林野造第738号林野庁長官通知)」の改正を各都道府県知事等に通知した。	○		
		林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底する。	平成23年度上期中措置		文書での周知の他、平成23年度開催の地区需給調整協議会においても周知し更なる指導を徹底した。〔「林業用種苗需給調整協議会について(平成23年1月24日付け事務連絡林野庁研究・保全課森林保全推進室長から各都道府県林業種苗担当課長あて)〕	○			
		あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努める。	平成23年度上期中措置		平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末～2月上旬に実施した都道府県との個別打ち合せにおいて、補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、民間事業者や林業経営者が生産した苗木をもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課すことがないよう、周知・指導した。	○			
		植栽本数の低減による低コスト造林への取組など、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知する。	平成23年度上期中措置		平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末～2月上旬に実施した都道府県との個別打ち合せにおいて、多様な植栽方法や植栽本数等に応じた事業単価(標準単価)の設定について具体的に周知・指導した。	植栽本数の低減による低コスト造林等の取組事例を収集し、都道府県への情報提供・共有を図ることにより、幅広い植栽本数の設定等を促すことについて検討中である。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	森林簿等の整備・民間利用の促進	森林簿情報の提供等については、平成22年12月24日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」にて、都道府県への助言を行っているところであり、当該助言に基づく施業集約化等に必要な森林簿等の情報の提供状況について確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助言を行う。	平成23年度中措置	農林水産省	森林簿等の森林関連情報について、平成23年10月に森林組合や林業事業者への提供状況を確認した。また「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努める旨が規定され、平成24年4月から施行されたところである。これにともない、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう、その運用について都道府県に対し、「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)を发出し助言を行うとともに市町村への周知を依頼した。		○		
⑰	水産資源の回復のための資源管理の強化	水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早急な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	民主党マニフェストに沿って平成23年度から実施している「資源管理・漁業所得補償対策」は、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とするものであり、水産資源の回復に向けた資源管理の強化に資するものである。 本対策の実施状況は、 ・平成24年3月末時点で、既に1,461(平成23年9月末時点では717)計画の資源管理計画が本対策の下で作成されたところ(同計画は、資源管理協議会(都道府県、研究機関、有識者等で構成)が定期的にその履行を確認)。 ・これまで漁業共済に加入していなかった漁業者が新規に加入するなど、漁業共済への加入が伸びており、その加入率は平成22年3月末の54%から66%に向上(平成24年3月末時点)。	本対策の内容や本対策に加入するメリットの周知を行い、加入促進に努めたことにより、左記のとおり本対策が定着してきたところであり、引き続き、更なる加入促進に努めていく。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	資源管理制度の見直し	TAC(総漁獲可能量)設定魚種の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニターシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対処を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	TAC魚種拡大については、平成24年2月27日の第55回水産政策審議会資源管理分科会で資料を提出し、ご議論をいただき、現時点での拡大の必要性はないとの結論を得ている。 また、民主党マニフェストに沿って平成23年度から開始された資源管理・漁業所得補償対策の下で、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置の一つとして、IQ(個別漁獲枠)方式の活用が進められているところである。 衛星船位測定送信機(VMS)の設置については、平成24年3月13日の水産政策審議会資源管理分科会において平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針を示し、必要な漁船に、VMSの設置及びその常時作動を許可の制限又は条件として付すこととしたところ。 指定漁業と沿岸漁業との調整については、担当者を現地に派遣し関係者の意見を聞くとともに、関係者間の調整会議を開催するなど積極的に実施している。 これらを踏まえ、平成24年3月23日に閣議決定された新たな水産基本計画においては、TAC魚種拡大、IQ方式の活用、VMS設置の義務付け及び指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介・あっせん等について、今後の施策の基本的な方向性を明記したところ。	指定漁業と沿岸漁業との調整について、今後も継続して積極的に実施する。	△	○本件について農林水産省は「○」を主張。 ○新たな水産基本計画に明記された今後の施策について、引き続き、動向をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現	組合員・債権者への財務諸表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の厳正化などの措置の周知徹底、公認会計士の活用を充実・強化等による漁協系統団体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・健全化を一層実現していく。	できるだけ早期に措置	農林水産省	<p>漁業協同組合の経営の一層の透明化・健全化を図るため、</p> <p>① 企業会計の基準に準拠して、漁協の事業外収入の内訳(事業外収入の10/100以上のもの等)を決算書類において明示</p> <p>② 漁協が行う漁業自営事業の実施に当たっての、役員の組合員に対する事業計画等の具体的な説明及び慎重かつ丁寧な審議の徹底</p> <p>③ 組合員資格審査の結果、正組合員数が法定組合員数を下回った組合の解散手続を行うよう、平成23年9月8日に「漁協等の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(事務ガイドライン)(平成23年9月8日付け23水漁第1060号水産庁長官通知)を改正し、指導を行った。</p> <p>また、規制・制度改革の追加方針の趣旨を徹底するため、</p> <p>① 組合員及び債権者への決算関係書類の開示と説明責任の徹底</p> <p>② 定款に基づく組合員資格審査委員会を開催した上で、理事会において組合員資格の有無を決する、組合員資格に対する厳正な審査の実施</p> <p>③ 公認会計士の活用を充実・強化し、第三者性と独立性を有する監査体制の更なる整備を行うよう、同日に通知を发出し、指導を行った(「漁業協同組合経営の透明化・健全化の促進について」(平成23年9月8日付け23水漁第1061号水産庁水産経営課長通知))。</p> <p>監査体制の整備については、全国漁業協同組合連合会は、監査を行うJF全国監査機構の中に、新たに漁協監査部を設置し漁協に対しても均一化した監査を行う体制を整備(平成24年3月1日)するとともに、公認会計士を増員し、公認会計士による指導を充実・強化した第三者性と独立性を踏まえた監査を平成24年度より実施することとしたところ。</p>	組合員資格審査については、行政庁が組合員資格の確認状況及び確認方法を確実に把握するため、漁協が行政庁に提出する業務報告書様式に組合員資格の確認日及び確認方法を追加した(平成24年3月23日農林水産省令第16号)。	○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
⑳	養殖管理の適正化	平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」を通じた魚種ごと及び養殖漁場ごとの適正養殖可能数量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	民主党マニフェストに沿って平成23年度から実施している「資源管理・漁業所得補償対策」を利用する養殖業者については、持続的養殖生産確保法に規定する漁場改善計画において、漁場ごと、養殖種類ごとに投入する種苗の数量や施設数の上限である適正養殖可能数量を設定。平成24年3月末時点で、既に、24道県で310漁業協同組合が、181計画の適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画を策定したところ。(この計画数は、平成24年3月末時点で策定されている漁場改善計画数の55%に相当。)	資源管理・漁業所得補償対策への加入促進に努めてきたことにより、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画を作成する漁協数が増え、養殖業の持続的な発展に繋がる漁場の適切な利用が進められてきているところである。引き続き、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画の策定の推進に努める。	○			
4. アジア経済戦略、金融等分野										
○ 物流・運輸分野										
㉑	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等进行分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成24年度検討	国土交通省	諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況について分析を進めるとともに、認可を行った提携深化協定の実施状況等について、今後、事業者からの報告等も踏まえつつ、その効果・影響等の検証を行う。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。		